所得税と市・県民税の申告相談

～申告は正しく、お早めに～

申告期間は

2月18日(月)から3月15日(金)まで

問い合わせ　▶所得税申告＝島田税務署　☎0547㊲3121　▶市・県民税申告＝市役所税務課　萩原　☎㉓0035

市役所の相談会場では、市・県民税の申告、給与所得や年金所得などといった所得税申告を中心に相談を受け付けます。月曜日および期間の終盤は大変混み合いますので、早めに申告相談を行ってください。

榛原会場では、ｅ－Ｔａｘによる自主申告ができます。

開場時間　午前８時　＊会場は待合スペースが限られるため、開場前は大変混雑することが予想されます。
受付時間　午前８時15分～午後４時（混雑の状況により、時間前に終了する場合があります）
相談時間　午前８時30分～正午、午後１時～当日受付分終了

会場／期日	相良会場 史料館ホール	外部相談日	榛原会場 榛原庁舎４階会議室	外部相談日
2月18日(月)	指定地区なし		指定地区なし	
19日(火)	指定地区なし		指定地区なし	
20日(水)	地頭方	税理士	勝間下、勝間上、切山下、切山中	
21日(木)	東萩間、牧之原	税理士	根松、堀の内、時ヶ谷	
22日(金)	松本、西山寺、中西、黒子、蛭ヶ谷、和田	税理士	道上、後原、谷の口	
25日(月)	大江、菅ケ谷	税理士	橋柄、新戸、庄内、鹿島	税理士
26日(火)	大江、菅ケ谷	税理士	勝田上、勝田下、三栗、朝生	税理士
27日(水)	新庄、遠渡	税理士	坂部第１、坂部第２、坂部第３	税理士
28日(木)	新庄、遠渡		坂部第４、坂部第５、坂部第６	税理士
3月1日(金)	大沢		東５丁目、西５丁目、11丁目、12丁目	税理士
4日(月)	白井、男神、女神、大寄、西萩間		青池、寄子、橋向、藤沢	
5日(火)	白井、男神、女神、大寄、西萩間		青池、寄子、橋向、藤沢	
6日(水)	波津、汐見台	税務署	東慶林、県営住宅、西福田、東福田	
7日(木)	波津、汐見台		１丁目、３丁目、10丁目	
8日(金)	須々木、鬼女新田		２丁目、４丁目	
11日(月)	落居、笠名、堀野新田		日機装、仁田、道場、追廻、中	
12日(火)	相良、福岡		牧之原北、牧之原南、布引原、牧之原中央	
13日(水)	片浜		６丁目、仲町	
14日(木)	指定地区なし		指定地区なし	
15日(金)	指定地区なし		指定地区なし	

▶税理士＝無料税務相談／税理士による無料相談　▶税務署＝税務署出張相談／島田税務署職員による相談

確定申告を相談する場合は下記に注意してください。

■島田税務署（プラザおおるり）で申告対象の人
▶土地や株式などの譲渡申告がある人▶１年目の住宅ローン控除がある人▶贈与税の申告をする人
▶消費税の申告をする人▶平成23年以前の申告をする人▶青色申告の人

■収支内訳書
事業所得などの収支内訳書が完成していない場合は申告の相談ができません。作成してから来場してください。

■社会保険料控除
公的年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険税、後期高齢者保険料は年金受給者本人のみが対象です。

■税理士による無料相談（時間：午前９時30分～正午、午後１時～午後４時）
▶消費税申告、青色申告は無料税務相談所開設日に限り、市役所の相談会場で申告することができます。（日程表参照）
▶土地や株式などの譲渡申告は相談できません。

確定申告書は国税局から郵送されます

1月下旬から2月上旬までに郵送予定です。

「確定申告書が届かない」「初めて申告する」という人は、島田税務署へ問い合わせください。

国税庁ホームページから申告した人や昨年実施した年金受給者に対する事前説明会でパソコンを利用して申告した人には、申告書は送付されません。

年金所得者の申告手続きの簡素化について

公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出する必要はありません。還付となる申告は提出できます。

対象となる人は市・県民税申告が必要です

所得税の計算をした結果、所得税の確定申告の必要がない人で、平成25年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する場合は市・県民税の申告が必要です。

前年に市・県民税の申告をした人には、税務課から申告書を郵送します。

▼営業・農業・不動産・配当・雑収入などの所得がある人▼給与所得以外の所得がある人▼２カ所以上から給与や公的年金などの支払いを受けた人▼給与所得者で勤務先から給与の源泉徴収票を受け取っていない人▼公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の人▼年金収入があり、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人▼国民健康保険に加入している世帯で、給与・年金などの所得がない世帯主

自宅のパソコンで確定申告ができます

インターネットから、24時間いつでも手軽に所得税の確定申告ができます。これを電子申告納税システム「ｅ－Ｔａｘ（イータックス）」といいます。

電子申告を行うためには、「住民基本台帳カード」と「ＩＣカードリーダライタ」が必要となります。

初めて電子申告をした年に限り、所得税の税額控除（上限３千円）が受けられます。

詳細は、国税庁のｅ－Ｔａｘホームページをご覧ください。

所得税の確定申告
e-Tax ならこんなにいいこと

1. 最高3,000円の税額控除
2. 添付書類の提出省略
3. 還付金がスピーディー
4. 24時間受付（１月15日(火)～３月15日(金)）

住宅借入金等特別控除の説明会を開催します

平成24年中に住宅を新築または購入、増改築などをして一定の要件に該当した場合は、住宅借入金等特別控除を受けることができます。

対象者向けの説明会では、税務署職員が必要書類に基づいて申告書の作成まで指導し、その場で申告書の提出もできます。

いずれの指定日でも参加できますが、なるべく牧之原市の指定日に参加ください。

詳細は島田税務署へ問い合わせください。

■説明会日程

指定日	対象
2月5日(火)	島田市、川根本町
2月6日(水)	吉田町
2月7日(木)	牧之原市

開始時間
▶午前の部　午前９時30分
▶午後の部　午後１時30分
＊時間までにお越しください。

会場
プラザおおるり
島田市中央町５番地の１
（島田市役所西側）

[持ち物]▶電卓▶申告者本人名義の口座番号が分かる物▶黒ボールペン▶印鑑（朱肉を使う物）▶平成25年１月以降に発行された住民票（住所に変更がない人は、住民票の他に入居年月日が分かる書類）▶家屋の登記事項証明書▶金融機関などからの住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書▶源泉徴収票（給与または公的年金などの収入者）▶敷地の登記事項証明書（借入金に敷地分も含まれている人）▶建築工事の請負契約書または売買契約書の写し▶建築確認済証、検査済証または建築士からの増改築等工事証明書のいずれかの写し（増改築）▶長期優良住宅建築計画の認定通知書の写し（認定長期優良住宅の控除を受ける人）▶住宅用家屋証明書もしくはその写し、または認定長期優良住宅建築証明書（認定長期優良住宅の控除を受ける人）▶住宅の新築、増改築などの際に受領した補助金など金額が分かる書類